

財団法人秋田大学工学資源学部鉱業博物館後援会寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、財団法人秋田大学工学資源学部鉱業博物館後援会と称する。

第2条 この法人は、事務所を秋田市手形字大沢28番地の2、秋田大学工学資源学部附属鉱業博物館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、秋田大学工学資源学部附属鉱業博物館（以下「鉱業博物館」という。）の運営ならびに事業を後援し、その発展に協力することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 鉱業博物館の整備拡充ならびに運営に対する援助
- 二 鉱業博物館の研究室における研究の助成
- 三 鉱工業に関する研究会、講演会および講習会等の開催
- 四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 この法人の設立当初北光会の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生じる果実
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産からなる。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産からなる。
- 4 寄附者が特に指定して寄附した金品は、その指定にしたがって、基本財産または運用財産に編入する。

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定額貯金として理事長が保管する。

第8条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、および事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前に、理事長が編集し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、および事業報告書ならびに財産増減理由書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科

学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰り越すものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員および職員

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 9名以上11名以内（うち1名を理事長とする。）
- 二 監事 2名

第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 監事は、他の役員を兼ねる事ができない。

第16条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事が、その職務を代行する。

第17条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合には、その任期中であって評議員および理事会の議決により、これを解任することができる。

第20条 役員は無給とする。

第21条 この法人に評議員25名以上30名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員の任期は、第19条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第22条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認めた事項について助言する。

第23条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

第24条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を召集しなければならない。

- 2 理事会の議長は理事長とする。

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 次にかかげる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見をきかなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 不動産の買入れ、基本財産の処分および担保提供についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

- 2 前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのはそれぞれ「評議員会」「評議員」と読み替えるものとする。

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 顧問および参与

第28条 この法人に、顧問および参与を置くことができる。

第29条 顧問は、この法人に特に寄与する者から理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に対し必要と認めた事項について助言する。

第30条 参与は、この法人を賛助する者から理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

- 2 参与は、理事長の求めがあったとき、理事長に対し意見を述べる。

第7章 寄付行為の変更ならびに解散

第31条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第32条 この法人は、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ解散することができない。

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて秋田大学工学資源学部に寄付するものとする。

第8章 補則

第34条 この寄付行為を施行するについて必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この法人の設立当初の理事および監事は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は第19条の規定にかかわらず、昭和43年3月31日までとする。

(役員名簿省略)

附則

この規程は、昭和59年5月12日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附則

この規程は、平成11年9月29日から施行する。